

平成30年

建設文教委員会

12月13日

豊明市議会

建設文教委員会会議録

平成30年12月13日

午前10時00分 開会

午後零時09分 閉会

1. 出席委員

委員長	鵜飼 貞雄	副委員長	近藤 善人
委員	後藤 学	委員	郷右近 修
委員	清水 義昭	委員	蟹井 智行
委員	近藤 千鶴		
議長	杉浦 光男		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事課長	近藤 恒明
議事課長補佐 兼議事担当係長	水野 美樹	庶務担当係長	花井 悟之

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	坪野 順司
教育長	伏屋 一幸	経済建設部長	相羽 喜次
教育部長	小串 真美	経済建設部次長	若林 博志
産業支援課長	秋永 亘正	農業政策課長	加藤 忠
市街地整備課長	宇佐見 恭裕	下水道課長	花木 喜久治
環境課長	堅田 直寛	学校教育課長	樋口 進
学校支援室長	坂井 朋弘	生涯学習課長	高木 安司
図書館長	濱島 早代江	産業支援課長補佐	高垣 茂晴
下水道課長補佐	外山 紀元	下水道課長補佐	長野 直之
環境課長補佐	青山 康德	学校教育課長補佐	後藤 明紀
生涯学習課長補佐	深草 広治	農政担当係長	加藤 直美
市街地整備 担当係長	松本 裕介		

5. 傍聴議員

富 永 秀 一
山 盛 さちえ
一 色 美智子

宮 本 英 彦
毛 受 明 宏

ふじえ 真理子
近 藤 郁 子

早 川 直 彦
三 浦 桂 司

6. 傍聴者

一般傍聴者 1名

午前10時開会

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまより建設文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の建設文教委員会に付託されました案件は9つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

杉浦議長。

○議長（杉浦光男議員） 陳情も3本ありますので、よろしく願いいたします。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係のない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、市長並びに本日の議事に直接関係のない職員は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（関係職員以外退席をなす）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

初めに、議案第82号 豊明市福祉体育館、体育施設等及び豊明文化広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

高木生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木安司君） それでは、議案第82号 豊明市福祉体育館、体育施設等及び豊明文化広場の指定管理者の指定について説明します。

これは地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき指定管理者の指定について議会の議決を求めるものです。

記としまして、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、豊明市福祉体育館、勅使グラウンド、勅使テニスコート、山田グラウンド、勅使ターゲット・バードゴルフ場、勅使弓道場及び豊明文化広場です。

2、指定管理者となる団体は、名古屋市中区栄1丁目16番6号、シンコースポーツ中部株式会社、代表取締役、石崎克己です。

3、指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間です。

この案を提出するのは、豊明市福祉体育館、体育施設等及び豊明文化広場を管理する指定管理者を指定するために必要があるからです。

以上で議案第82号の説明を終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 本会議のときの質疑と同じように、この業者が提案されるに当たって、この事業の業者は継続というか現在の業者と同じだと思うんですけど、その評価の中で適切だと思われる点や、あと課題になってる点などがあったら教えていただきたいと思えます。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁を願います。

高木課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 今までのモニタリングにしましても、市の要求するサービスの水準を満たしているということがございます。あと、施設の利用者も3割ほどふえておりますし、早朝対応や会議室の有効利用、教室の充実、体育施設の月曜日開放など、かなりのサービスの水準も向上しております。利用者数も先ほど話したように3割ほどふえていることから今回また選ばれることになりました。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 この審査、公募されて審査が行われてるわけですがけれども、これは毎年評価をしている指定管理者審査委員会の委員が行われたかどうかということと、この記録を見ますと委員の方の名前は書いてありますけれども、どういう方がやっておられるのかという点についての御説明をお願いします。規則では、学識とか、あるいは財務に詳しいとか、職員とかというようなふうになっておりますが、もうちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁をお願いします。

高木課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 審査につきましては、毎年やられてます指定管理者の審査委員会の中で行われました。委員につきましては、財務につきましては税理士さん、あとの関係団体、体育協会の会長さんですとか文化協会の会長さん等になります。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 済みません、もうちょっと詳しく。職員とあるのは。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁をお願いします。

高木課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 職員につきましては、教育部長、行政経営部長です。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 先ほど、どういう点がよかったかというような御質問もありましたけれども、この指定管理者の評価項目表というのがホームページに載っております、これで見ると、基準点が全項目27点ということになっております。一般的に言うと、基準点というのは普通B評価ぐらいかなと思うんですが、基準点というのはどういう水準なのかということをお教えください。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁をお願いします。

高木課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 基準点は、5点満点になっておりまして、3点が基準点です。3点がサービスがほぼ適正、妥当だということで3点が基準になってつけております。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 関連ですけれども、そうしますと、この評価表を見ますと非常にいい点がついておるんですね。それで、例えば施設運営のための運営方針は適切かという最初の項目でも基準点27点に対して37点。S、A、B、Cで評価するとSに当たるぐらいの点数かなとは思いますが、合計点についても基準点が1,350点に対して1,596点ですか、相当に高い点数になっております。

それで、ホームページに平成29年度の評価の結果が載っておりますが、それで見ますとB評価になっておるんですね。この29年度に評価されたB評価と、今回の評価された点数はほとんどSないしはAぐらいのランクの評価かなと思いますが、この差というのはどういうところから出てきておるのでしょうか。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁を願います。

高木課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 29年度は、たまたまちょっと講座の関係で、私どもが指定してました講座につきまして、その講師が年齢のこともありましてできなかったということで、1項目でもできないことがあればモニタリングについてはBがつくわけでありまして、ほかの項目につきましてはほとんどA評価でございましたので、28年度、27年度に比べればA評価を受けていますので、かなり高い評価で私ども評価してきてきましたものから、余り審査員の差とはないと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 この評価項目表の中でよかった点についてお聞きしたいんですけれども、6の2で見ると、経費節減の取り組みということで、経費節減が図られる見込みがあるかというところで基準点27に対して32点がついておりますが、この経費節減、具体的にどのようなことが提案されていたのでしょうか。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁を願います。

高木課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 経費節減につきましては、従来どおり利用者の利用人数をふやすということで相対的に経費が削減できるということと、今までの経緯から見まして経費の削減が大きくされてますので、そういったことを含めてここが評価が高かったと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 関連で。利用増というのは収入がふえるということで経費減とはちょっと違いますので、そうすると今までの実績で経費が削減されていたのでということなんでしょうかね。そうすると、それは具体的にはどういうことかということをお教えいただきたいと思います。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

高木課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 経費の削減としては、全体を見ますと、これ、ちょっと債務負担のほうのお金の関係になるんですけど、全体で110万円ほど削減されております。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 金額じゃなくて、具体的にどういうことをしてこの金額が出たかというところまで説明をお願いします。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

高木課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 決算、債務負担をやるときに……。全体的に……。

（発言する者あり）

○生涯学習課長（高木安司君） 声が通ると思いますので。済みません。

経費、どこが削減されたかという御質問だと思いますが、全体的にこの金額を設定するときに新しい指定管理料、全体的に3年間の今までの経費を見て、その金額に応じた形で維持管理費を設定しておる中で全体的に削減されておるものですから、それをもって経費削減されたということです。

以上です。

（発言する者あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） では、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 先ほど答弁にもありましたように、全体として利用が伸びております。特に福祉体育館の利用については、先ほど全体では3割というようなお話がありましたけれども、たまたま直前の25年の実績が悪かったということもあるかもしれませんが、それと比べるとほぼ倍増ということで非常に伸びておりますので、これだけ伸びているということは、先ほど具体的にはちょっとお聞きしませんでしたけれども、いろいろな改善がなされている、利用者の満足度が高まっているということかなというふうに思いますので、このシンコースポーツ、継続ということで問題はないというふうに思っておりますが、委託費については、また後で補正のところで言いますけれども、利益が上がっておりますので、今後ここでやっていただくに当たって、運営経費はきちんと負担をしてもらうように、投資的な経費は市のほうで見るとしても、運営的な経費はきちんと負担をしてもらうように、きちんとした契約をしていっていただきたいということをお願いして賛成といたします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第82号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第82号は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第83号 工場立地法に基づく豊明市準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

秋永産業支援課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） では、議案第83号 工場立地法に基づく豊明市準則を定める条例の制定について御説明いたします。

この案を提出するのは、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、市準則を定めるため必要があるからでございます。

それでは、内容を御説明しますので1枚おめくりください。

第1条では条例制定の趣旨を、第2条で用語の定義について規定しています。

第3条では、第1項で環境施設の設置基準の対象となる区域と緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合を表のとおり定めており、第2項で緑地以外の環境施設以外の施設と緑地とが重複する場合の緑地の面積率について緑地面積全体の50%以内とすることを

定めております。

次のページをお願いします。

第4条では、工場立地法に規定する環境施設の設置基準が適用される地域とこの条例に規定する環境施設の設置基準の地域とをまたいで工場立地法が適用される工場——以下特定工場と言いますけれども——を設置する場合、敷地割合が多い地域の設置基準を適用する旨を定めたものです。

第5条では、本市に適用される環境施設の設置基準と他の自治体の地域をまたいで特定工場を設置する場合は、当該他の自治体と協議して環境施設の設置基準を定める旨を規定するものです。

第6条では、特定工場を設置する場合は、隣接する住宅の周辺部に環境施設を配置するなど周辺の生活環境に配慮することを規定したものです。

附則として、第1条ではこの条例は公布の日から施行するとしており、第2条では経過措置として昭和49年6月28日において既に立地している特定工場が生産施設を増加したことにより環境施設の増加をする場合において、必要な面積を計算する場合に用いる係数の数値を本市が規定する環境施設の設置基準の係数に読みかえて適用するための規定でございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 まず確認をしたいんですけども、今回の議案の対象になっている中身の工場立地法の特定の工場なんですけれども、敷地面積が9,000平方メートル以上で、建物の面積で3,000平方メートル以上というふうなことでいいんでしょうか。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） お見込みのとおりでございます。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 大分古い資料だったんですけど、いろいろ見ていた中で、国の経済産業省の2003年あたりの資料だと思うんですが、その時点では、緑地の中に含まれないものとして、屋上に設置される菜園や、あと駐車場や、あと配管を張りめぐらせてる下の部

分の地面のところを芝生植えたりというようなのはその時点で緑地に認められてなかったように思うんですけど、現状の工場立地法運用例規というのを見ると、24ページの重複のところだとか、あと、もっと前のところで駐車場や屋上に関しても現状の運用では認められる方向に書かれているので、この間に運用の実態が変わってきているということなんでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁をお願いします。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 2003年度状況については我々も把握はしておりませんが、現時点では重複緑地としての位置づけとして可能だというふうに理解をしております。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 第3条の環境施設の面積の割合、それから緑地の面積の割合、100分の10だとか100分の15だとかという数字が出てますけども、この数字にした根拠を教えてください。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁をお願いします。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） この数字の根拠については、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準というものが告示がされておまして、国のほうからの告示でございます、その告示の中に、これは4種類の区域に従って緑地面積の割合と環境施設の割合とが何割以上市の条例で設置できますよということが記載されております。その中で最も低い率での基準というふうに定めております。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 議案説明の際に、県内で約20自治体が緩和しているというようなお話でしたけれども、逆に言うとそれ以外のところは緩和していないということで、主な緩和してる自治体、それから緩和しない自治体をちょっと教えていただきたいと思います。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁をお願いします。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） まず、緩和している自治体ですが、近隣で申し上げますと、大府市ですとか尾張旭市、あとは岡崎市ですとか名古屋市ですとかそういったところ

がございます。

緩和していない自治体ですと、日進市であったり東郷町であったりというところが挙げられます。

以上でございます。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 緩和しているところ、先ほどの清水委員への御回答だと国が決めた基準の中の最低値に今回改めようということのようですけれども、緩和しているところの緩和の度合い、うちと同じように最低のところまで下げているのかどうなのか、その辺のことをちょっと教えてください。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 多くの自治体が最下限のところまで緩和をしております。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 そもそのことをお聞きするんですけども、この条例を提案したその理由というのを聞かせてください。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 企業誘致及び企業立地というところで、地域活性化推進室が設定された時点から企業訪問というのを行ってまいりました。その中で、土地の有効活用の中に工場立地法という緑地率を20%以上定めなきゃいけないというところがかなり、設備投資をする上で非常に壁になっているということは市内企業さんからもお話を伺ってございました。さらに言えば、こういった緑地を緩和しないと市内の企業さんが十分な企業活動ができないということもお話を聞いております。そういったところから、こういった条例の必要性を感じたというところで制定に至りました。

以上でございます。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 今の質問に関連してですけれども、企業からそういう要望があって、それはそれで参考にしていく必要があると思いますけれども、企業立地法は、企業と、それ

からその企業の周辺の生活環境、これとの調和というようなことを言っておりますので、当然周辺の住民の方たちがどんなふうに思われているかということも調査する必要があると思うんですが、そういう調査はされましたでしょうか。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 実際に調査というのはしておりません。というのは、今回の条例の制定によって環境に悪影響を及ぼす可能性というのがほとんどないというふうに認識しているからでございます。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 ほとんど影響がないというのは、現在の準工区域の中に3工場あるそうですけれども、それについては昭和49年以前の工場だから適用の対象にならないのというような、そういう判断だったかということを確認したいと思います。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） この既存の工場というのは、今回の条例を制定することによって緑地率を下げる、今の現状より下げることができないということになります。したがって、今の状況よりも環境が悪化するということにはならないということで、住民への影響はないというふうに理解しております。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 今の件に関して、今現在はそういうことだと思うんですが、例えば企業が工場団地ができてそちらに移転をすると、そして、跡地を売り払って新しい企業が入ってきて、そこに建て直しをすとかというような場合は、そういう場合は対象になるのではなかったですかね。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） その工場がまるっと移転をして、そこに新たな工場を建てるということになれば該当となります。条例の該当となります。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 ということは、まるっと移転して新しく入ってきた場合は、新しい工場は準工地域、準工地域というのはかなり住宅と工場が混在しているところですけども、この新しい基準の、今ですと20%以上でなければならぬものが10%でも済むというようになって緑が減るといふ、そういうことでよかったですでしょうか。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 今の、昭和49年時点で既に建っている工場についてはもともと環境負荷が高い可能性があります。それに対して、今現在、例えば来年、再来年に新しく建つ工場というのは環境負荷がかなり低減された形での工場ができるということが考えられます。したがって、そういった部分での環境悪化というふうにはならないということが1点。

もう一つ、緑地というのは環境悪化の防止という意味合いではなく、心理的不安感の低減ですとか、アメニティーの向上ですとか、周辺環境の調和と、そういった位置づけに緑地というのはなっております。緑地によって環境悪化を防止するという位置づけではございません。したがって、緑地を減らすことによる環境悪化にはつながらないというふうにご考えております。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 環境悪化にはつながらないということですけども、近年、温暖化で夏は非常に猛暑になって、そして、都市の特に住宅密集地では非常に暑さが厳しくなっている。それを解消するために、市街化区域内でもできるだけ、住宅密集地でもできるだけ緑地を保全していくというようなことが必要だと言われておりますけれども、そういう点では大きな影響があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 工場立地法で設置しなければならない緑地というのは、低木であったり芝生であったり、そういったことでももちろん可能なわけで、そういったことで例えば温暖化の防止とか、そういったところまで期待されたものではないというふうにご考えております。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 周辺の環境の関係で第6条なんですけども、周辺への配慮をなささいよというふうになってますけども、これ、具体的にはどういようなことを想定していらっしゃるんでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 住宅との隣接部分の周辺にできるだけ緑地あるいは環境施設を配置することによって心理的不安感の低減を行うということを意味しております。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今の隣接するよなところというのは、何か指導なんかを入れるというよな、そんなよなことなんですか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 開発基準が市のほうに提出されたときには各部署を回って、いろんな法律に抵触するかしらないか、どういった指導が必要かということを庁内で協議をすることになっております。その中で、その図面等、書類等を拝見することによってここら辺に緑地を配置してくださいということを指導するということになります。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案83号、工場立地法に基づく豊明市準則を定める条例の制定について、反対の討論をします。

御提案がある中身で、国が定める基準の最も低い数値が提案されているわけで、現状から考えると緑地の面積や環境施設の面積についても割合が減ることだと思うんですが、これまで緑地やこの環境施設が果たす役割というのは、防災の面でも、それから太陽

光による気温の上昇なども緩和するという役割があるということで定められてきたものだと思います。

途中でもお話をちょっとしましたが、以前は緑地として認められていなかった駐車場やパイプラック下の緑化だったり、あと、配管の下の緑化であったりと、こういったものが重複している施設の部分で認められるように緩和されてきているようですし、また、環境施設などでいっても、従来は認められていなかったと思うんですが、太陽光発電の施設や浸透ますなどもたしか認められるように変わってきていると思います。そういう緩和されている条件がある中でさらに数字のほうも下げてしまうと、先ほど冒頭にお話しした周囲の環境との調和や自然環境も含めた保全の点から望ましくないのではないかと思います。

今、市の目標としている新たな企業の誘致そのものは非常に大事だと思いますし、また、それに熱心に取り組むことも大事だとは思っているんですが、同時にこういった守らなければいけない基準について下げることはしないほうがよいと考えます。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 議案第83号 工場立地法に基づく豊明市準則を定める条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

初めに、企業誘致に関しては担当の方が大変熱心にやっておられるということについては理解をいたしますし、今回の改正案でも、この適用区域で3区域以外の区域については変更がない、それから、適用区域の中でも準工業地域については住宅地もあるということでも若干緩和しているという点、緩和というか緩和の度合いを緩めているといえますか、そういう点については努力の跡は評価をしたいと思います。幾つか納得できない点がありますのでそれを申し上げたいと思いますが、まず1つは、多くの自治体ということですが、20自治体程度ということ、それ以外のところはやっていない、必ずしも豊明市がその競争で圧倒的不利な状況に今、追い詰められているという、そういう状況ではないかなということと、それから、今回の改正は最低基準まで、先ほどのことを除けば最低基準まで、20%から一気に5%まで下げるといって大変急激な変更でありますので、その点がいかなものかなというのが1点ですね。

それから、適用区域の既存の工場の移転で、新しい所有者になれば新しい基準が適用されて緑地は減らせるということで、現状ではそういう問題はないということですが、条例というのは一旦定められると何十年と、言ってみれば半永久的に見直しがされるまでその後継続されるわけですので、そういうことを考えると、今現在ないからそれでいいと

いうふうにはちょっと考えられないというのが2点目。

それから、3点目に、企業側の要望を聞いて今回提案されているということですがけれども、やはり我々は市民の生活を守っていく、その企業誘致も市民の生活を豊かにするための1つの手段でしかありませんので、そういうことを考えると、周辺住民の声を聞く、それから例えば環境課のほうにはいろんな騒音とか振動とかの苦情が毎年寄せられておりますけれども、そういったものと関係がなかったかどうかというような調査をしてみるとか、そういった周辺環境への配慮がちょっと足りないのではないかな。今、希望が多いのが製造業ということですので、多分製造業ということになれば夜間も操業されると。そうすると、小さな音でも夜間は大きく聞こえてくるし、それからモーター等の低周波、これが影響を及ぼすというようなこともありますので、十分周辺の意見を聞いていただくべきだったというふうに思います。

それから、最後に4点目ですが、その他としまして緑を減らすということは、先ほども申し上げましたように、ヒートアイランド現象の緩和とか、郷右近議員が言われましたように防災とか、それから工場の火災というような大きな事故が起きている事例もありますけれども、そういった場合の被害の拡大を防ぐとか、重要な意味があると思いますので、この緑を減らすということ、そう軽く考えてはいけないのではないかなというふうに思います。

まとめといたしまして、工場団地とか、それから、この都市計画法の34条の12号の区域ですか、この区域はまだしも、準工地域まで含めて、非常に準工地域、これ、見てみますと住宅地が多いですので、そういうところまで含めてこれだけの緩和をしてよいかという点には大きな疑問が残りますので、もう一度よく検討していただきたいということで、とりあえず今回は反対ということにいたします。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 非常に迷いましたが、賛成で討論します。

緑地と環境施設の割合、これが一応国の準則の最低値ではありますが、そこを守っているという点がまず1点。

それから、質疑をさせていただきました隣接しているところとの、開発するときには指導が入るといような点、若干心配はありましたけれども、開発をするときにこういうふうに指導を入れていただけるといようなこと、それから、そういうことを行うことによって心理的なものの影響も若干といつか、低減されるといようなことで、豊明市の今、置か

れている状況というのが、周りに製造業がたくさんあるような状況でありますので、こういった施策を打って製造業、工場なんかを入れていただくというようなことは推進したいというふうに思っていますので、簡単ですけども賛成です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第83号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 賛成多数であります。よって、議案第83号は賛成多数により原案のとおり決すべきものと決しました。

続いて、議案第85号 豊明市体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

高木生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木安司君） それでは、議案第85号 豊明市体育施設条例の一部改正について説明します。

これは、勅使テニスコートの使用料を改正するために必要があるからです。

次ページをごらんください。

このたびの改正は、勅使テニスコート1から4面に対し大規模な改修工事を現在実施しており、機能面が大幅に改善されますので、応益負担の考えに基づき、使用料金の一定の値上げを行うものです。

別表第2中、ア、個人利用の欄、2時間590円であったものを改修される1から4コートについて680円に、改正されないAからD面については従来どおり590円のままです。また、イ、専用利用につきましても、1から4面について、午前、午後、夜間、全日がそれぞれ4,080円、5,440円、4,760円、1万4,280円に改正します。個人利用同様にAからD面については変更ありません。

以上で議案第85号の説明を終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤委員。

○近藤千鶴委員 今回の改定は15%ぐらいアップするとお聞きしましたが、その根拠をお願いいたします。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁を願います。

高木課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 今回の積算方法につきましては、市がいつも使用料を改定する際に行われます算定方式を利用いたしました。通常は年間の維持管理費を使って行いますが、今回は追加料金でございますので、その追加料金を年間の稼働時間等を含めまして減価償却を換算しまして、1時間当たりの経費を出します。さらに、これが市場的、選択的なサービスでもあることから、負担率50%を採用しまして追加料金を算定しました。ただ、激変緩和措置としまして、これも使用料改定の際に使うんですけど、16%が上限になっておりますので、それを採用しまして今回の価格になりました。

以上でございます。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 先ほど答弁の中にもありましたように、これまでは経常的な経費、その経費を利用者に負担していただくということで使用料が決まっていたけれども、今回は減価償却分をとということで、そうなるとほかの施設との、ほかの施設は減価償却分は入れておりませんのでバランスが崩れるわけですよ。改修がされて非常に利用がしやすくなって、上がるというのは観念的にはよくわかるんですけども、今までのルールとの関係でいうと、これは新しくこういうルールを豊明市のルールに加えるということなんですか。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

高木課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 豊明市のルールに加えるということではなくて、今回私もが提案した算定基礎がこういったルールに基づいてやらせていただいたということでございます。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 なので、今までは減価償却分は入れないというルールでやってきた、今回は減価償却分でやるということになるとルールが変わっているように思えるんですが、それはルール変更ということになるかと思うんですけども。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

高木課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 今回、変わってないところと比べてどれだけ上げるかという問題ですので、基本的にベースになっておる金額につきましては、年間の維持管理費もございますし、そういった形で基礎ベースは変わってないので、上の部分を足すかどうかの関係なので規則的には変わってないというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 コートの地面をかえるということだと思うんですが、多分お金が高くなるということはグレードが高くなるということだと思うんですが、これによってだけで何か、第何種の公認の施設になるとかというのはないと思うんですが、やっぱりこれまでよりも高い水準の大会が開かれる機会がふえたりというようなことはあるんでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

高木課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 施設はよくなったので、当然利用者にはいい環境かと思えますけど、基本的にはこういった施設は個人利用さんになるべく使っていただきたいということになってますので、現在も専用で利用されている方というのはテニス協会ですとかの団体ですので、新しくということは余り考えておりません。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 先ほどの御説明で負担率も考慮されているということなんですけども、150%程度になるというようなことで、利用者が減るとかそういうことは考えてないですか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

高木課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 既に大きな団体の代表者とはお話ししておりまして、これぐらいの料金というか、金額は示してないんですけど、ある程度の上昇は、かなり施設がよくなるもんですから、納得されていると聞いております。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 討論するつもりではありませんでしたが、議案第85号 豊明市体育施設条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

非常にコートが改修されて利用環境がよくなるので幾らか利用料が上がるというのは一般的に考えればそういうことだと思いますので、その点については異論はありませんけれども、今まで減価償却費を入れないということでやってきたルールが、今回は減価償却費を何年かで負担割合を出して、それを上限の限度額、これで抑えるというような方法なんですけども、今後もこうやって改修をして使用料を見直すというようなケースがこれから出てくるのが結構あると思いますので、減価償却費分、新しく投資した分の減価償却費分をこれからどう扱っていくのかというようなルールについてはきちんと整理をされておいたほうがいいかなということを思います。

以上を申し上げて賛成といたします。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第85号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第85号は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第89号 平成30年度豊明市一般会計補正予算（第6号）についてのうち本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

秋永産業支援課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） それでは、産業支援課所管分について御説明させていただきます。

補正予算書の19ページ、20ページをお願いいたします。

19ページ下段、5款 労働費、1項 労働諸費、1目 労働諸費、19節 負担金、補助及び交付金の54万円の増額は、20ページの説明欄にあります人材定着支援事業に係る豊明市雇用対策協議会への補助金です。これは、会社の枠を越えて一堂に会して行う研修を行うことで、会社の枠組みを越えた同期を創出すると同時に、採用企業に対しても人材育成

のノウハウを習得していただき、市内企業への人材の定着を図る新規の事業でございます。ただし、このたび計上させていただきました54万円は、1年間に4回行う研修のうちの1つである入社前研修の費用に該当する金額でございます。

次に、戻っていただきまして、5ページの第3表の債務負担行為補正の追加の表の中の上から5段目、人材定着支援事業費補助事業についてでございます。これは3年間継続する事業であるため、平成31年度から平成33年度までの3年間の債務負担行為を予定してございます。なお、本事業は地方創生推進交付金の申請を検討しており、採択となりました場合には新年度での財源充当を行うように準備しております。

以上で産業支援課所管補正予算の説明を終わります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 加藤農業政策課長。

○農業政策課長（加藤 忠君） それでは、農業政策課所管分について説明いたします。

歳出の説明をいたしますので、補正予算書21ページ、22ページをお開きください。

21ページ中段、6款 農林水産業費、1項 農業費、2目 農業総務費、農業総務人件費395万2,000円の増額は、22ページの説明欄にあります一般職給与及び各手当等について、当初予算の積算と実際の配置において、人員の変更はありませんが職位に変更があり、差額が生じたため増額するものです。

下段の3目 農業振興費の農業振興事業75万円の増額は、説明欄にあります農業人材力強化総合支援事業費補助金は新規就農給付金が名称変更になったものであり、ことし、新たに人・農地プランで認定された新規就農者に半年分を交付するため新規計上するものがございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、補正予算書7ページ、8ページをお開きください。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 農業水産業費国庫補助金の農業費補助金につきましては、説明欄の農業人材力強化総合支援事業費補助金について、歳出で説明しました国からの補助金を新規計上するものです。

以上で農業政策課所管分の補正の説明を終わります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 花木下水道課長。

○下水道課長（花木喜久治君） それでは、下水道課所管分について御説明申し上げます。

同じページの最下段の表をごらんください。

ごめんなさい、21、22ページでございます。歳出でございます。

最下段の表、8款 土木費、4項 都市計画費、5目 都市下水路費、28節 繰出金で810万9,000円の増額となっております。これは、この後御審議いただきます平成30年度豊明市

下水道事業特別会計補正予算（第1号）の増額補正分に充当するために増額をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 樋口学校教育課長。

○学校教育課長（樋口 進君） それでは、学校教育課所管の補正予算について御説明いたします。

繰越明許費より御説明申し上げますので、5ページをごらんください。

第2表 繰越明許費、10款 教育費の中学校施設維持管理事業4,074万3,000円はこのたびの歳入歳出予算で計上させていただくもので、このうち上限額3,114万7,000円は栄中学校屋上屋根防水工事で雨漏り対応のために前倒し実施するものでございます。

また、同じく上限額959万6,000円は、沓掛中学校プール屋根の改修工事でひさし部分の劣化による落下の危険性がある部分の除去等を行い、安全対策のため実施をする工事となります。

いずれも工期の確保が必要であるため繰越明許をお願いするものでございます。

続きまして、第4表 地方債補正を説明いたしますので、右ページをごらんください。

表の上段が補正前、下段が補正後でございます。その差額2,330万円の増となりました。学校施設改修事業420万円は、当初予算にてお認めいただいております市債充当事業、エレベーター改修事業でございましたが、このたびの歳出補正予算で計上し、先ほど御説明申し上げました繰越明許費の栄中学校屋上防水工事に充当します市債を2,330万円増額変更として計上させていただくものでございます。

続きまして、歳出の御説明を申し上げますので、23ページ、24ページをお開きください。

10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費は747万7,000円の増額でございます。当初予算の人員費は平成29年10月時点での配置において積算されたものでございまして、4月の人事異動により学校教育課に教育施設係を新設、新人、主事補の2名配置を、担当係長、主査の2名となったことにより人員費を増とするものでございます。

その下、3目 教育振興費は定住外国人日本語教育推進プレクラス・プレスクール事業の財源振替で、後ほど説明いたします寄附金に伴う295万円の減額でございます。

次ページ上段をごらんください。

2項 小学校費、1目 学校管理費は1,056万9,000円の増額でございます。小学校維持管理事業の各小学校営繕工事費は、豊明小学校の隣地境界ブロック塀撤去及び境界フェンスの設置工事費で170万7,000円の増額となっております。新設校開設事業は、建築確認申請手数料6,000円と校舎等改修工事設計委託料の885万6,000円の増額でございます。これ

は、平成32年度の校舎改修工事の実施設計を平成31年度に行い、その基本設計としての委託料と工事の段階的な振興のため、先行する駐車場の拡張と関連工事の設計委託料等を計上するものでございます。

その下、2目 教育振興費は5万1,000円の増額です。これは、歳入にて御説明いたします御寄附の趣旨に鑑みまして中央小学校への図書購入費用に充てるものでございます。

同ページ下段をごらんください。

3項 中学校費、1目 学校管理費は5,035万5,000円の増額でございます。中学校営繕工事費として、栄中学校の校舎屋根防水、屋根改修工事、沓掛中学校のプール屋根改修工事、豊明中学校の防水ネット改修工事、沓掛中学校の放送設備改修工事業を行うための増額となっております。

続きまして、歳入の御説明をいたしますので、9ページ、10ページにお戻りください。

下段、16款 寄附金、1項 寄附金、1目 一般寄附金のうち教育費寄附金は300万円の増額でございます。1つは市内企業からの寄附金295万円でございます。既に当初予算においてお認めをいただいております定住外国人日本語教室プレクラス・プレスクール事業に先ほど申しあげました財源振替にて充当をさせていただくものでございます。

もう一つは、中央小学校の見守り活動を続けておられる方からの寄附金5万円でございます。歳出で御説明いたしました中央小学校への図書購入費に充てるものでございます。

11ページ、12ページをごらんください。

20款 市費、1項 市債、5目 教育債は2,330万円の増でございます。これは、中学校施設改修事業の栄中学校の校舎屋上防水屋根改修工事に係る市債でございます。

以上で学校教育課所管部分についての説明を終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 濱島図書館長。

○図書館長（濱島早代江君） 続きまして、27ページ、28ページをごらんください。

27ページ上段、10款 教育費、4項 社会教育費、3目 図書館費658万8,000円の補正増でございます。これにつきましては、当初予算の人員費は平成29年10月時点の配置によって積算されているため、4月の人事異動により正職員1名と再任用職員1名の増により人員費を増すものでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 高木生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木安司君） それでは、生涯学習課所管分について御説明申し上げます。

27ページ、28ページ、図書館費の下段でございます。

陶芸の館費は、18万3,000円の増額です。これは、経年劣化が進んでおります自動扉の駆動部を交換するものです。

次に、5ページ、6ページをお開きください。

第3表 債務負担行為補正です。下段から3行目、文化広場に係る指定管理者の指定です。期間は平成31年度から35年度までの5年間で、限度額は2,532万2,000円です。

その下、放課後子ども教室運營業務委託事業です。期間は平成31年度から平成33年度までの3年間で、限度額は2,585万1,000円です。

さらに最下段、福祉体育館及び体育施設等に係る指定管理者の指定です。期間は平成31年度から平成35年度までの5年間で、限度額は3億5,380万円です。

以上で生涯学習課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 宇佐見市街地整備課長。

○市街地整備課長（宇佐見恭裕君） 続きまして、市街地整備課所管分について御説明をさせていただきます。

補正予算書5ページ、6ページをお開き願います。

5ページ上段、第2表 繰越明許費補正の8款 土木費、4項 都市計画費、市街地開発事業4,052万円は、平成30年度当初予算でお認めいただきました調査測量設計等委託料のうち間米南部地区区画整理事業において、事業期間の短縮やさらなる事業推進のために業務代行方式による区画整理を決定したことで区画整理設計等を業務代行者とともに協議する必要が生じたため事業完了が年度内に見込めず、繰り越しをお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

ここで会議の途中ではありますが、10分間休憩といたします。

午前11時1分休憩

午前11時11分再開

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を始めます。

樋口課長。

○学校教育課長（樋口 進君） 先ほどの説明の中で、豊明中学校の防球ネットという表現をすると防水ネットというふうに申し上げておりましたので訂正のほうをお願いします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 それでは、5ページの債務負担行為補正の一番下、福祉体育館及び体育施設に係る指定管理者の指定というところですが、ちょっとこれ、実績報告書でこれまでの契約額を調べてみました。それと比べると今回1,100万円ぐらいふえておるんですかね。ということで、その伸びた理由をちょっと教えていただきたいと思います。何で幾ら伸びたかということの御説明をお願いします。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

高木課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 前回の設計額と比べますと、前回の当初は消費税の絡みもあって若干違うものですから、今の設計額と消費税の額と換算しますと、前回は1年当たり6,600万でございます。今回の設計額が6,960万円となりまして、360万円ほどの増額になります。その中でふえた分としましては、人件費が文化広場のほうからのつけかえがございまして、これが120万円ほど。それと、人件費が今後1%程度増加していくということを見込みまして82万円ほど増額しております。あと、委託業務、これ、特定建築物等の改正等もございまして、委託業務を追加しております。その関係で1年当たり180万円ほど増額しております。あと、光熱費も前回、1年目につきましては精算額でありまして、結局390万円ほどの増額になっておりますので、これも増額をそのまま入力させていただきました。あと、減額なんですけど、これにつきましては、利用者もふえておりますので利用料の増加が310万円ほどございます。あと、経費の削減、先ほどちょっと、説明が悪かったんですが、全体で110万円ほどがございまして、その差し引きで360万円ほどが増額となっております。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤千鶴委員 20ページの人材定着支援事業費の補助金ですけど、先ほどの説明で、これは入社前の研修分ということでしたが、この研修の講師とか人数とか、どのぐらいの規模を想定されているのか、内容はどのようなものを想定しているのかお願いいたします。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） まず規模ですけれども、最大で30人から40人までという

ふうになっております。実はこういった事業を行う前にニーズの調査をしておりまして、今現在、こういった事業に参加したい企業さんというのが5社おりまして、その人数は今、10人前後というふうになっております。

内容としましては、入社前研修では、そもそも社会人になるということはどういうことかですとか、仕事とはどういうものかというような自分への問いかけというような形から始まっていく研修ということになります。

以上でございます。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤副委員長。

○近藤善人委員 今回の関連で、20ページと5ページですか、これ、先月の新聞についてたんですけども、豊明市は地元企業の採用から定着までを企業横断で支援する人材定着支援事業に乗り出す、新入社員の低い定着率が課題となる中、まちぐるみで人材を育て地域同期としてのつながりをつくることで定着を促す、東海地方では初の取り組みということなんですが、この取り組むきっかけとなった理由と、ここの新入社員の定着率が低いとあるんですけども、これは調査されたんでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） こういった事業を開始した理由は、やはり企業訪問をしている中ではなかなか人が集まらないのと人がすぐやめてしまうというお声を何度か聞いております。そういった中で、人材を確保するために必要な施策としてこの事業を位置づけたということが1つ。

あと、定着率については調査はしておりません。ただ、厚生労働省の発表しているデータによると、例えば大卒で、これも企業の規模とか業種にもよるんですけども、大卒就職者の30%以上が3年以内でやめているとか、そういった日本全国的な背景がございます。それについて豊明市でも例外ではないというふうに考えまして、この事業を開始したいということでございます。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 近藤副委員長。

○近藤善人委員 あと、40社ほどってなってますけども、この中に社会福祉法人とか医療法人なんかは入っているんでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） この40社というのは、いわゆる補助対象者である雇用対策協議会の構成員の数でございます。したがって、この研修を受ける企業さんとはまた異なる部分でございます。その中で社会福祉法人というのはこの雇用対策協議会の中には入っておりません。

以上でございます。

（医療法人も入っていないの声あり）

○産業支援課長（秋永亘正君） 医療法人も入ってはおおりません。

以上でございます。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今回の関連なんですけども、この補助をして研修を行うのは雇用対策協議会に入っている企業の社員さんのみということによろしいですか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） これについては、市内の全企業さんを対象としております。全企業、中小企業が対象ですけれども、雇用対策協議会という団体の行う事業に対する補助金であって、この構成員だからということはありません。

以上でございます。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 26ページの各中学校営繕工事費の説明が先ほどありまして、3中の工事内容を説明いただきましたけど、その中に沓中の放送設備の工事があったとお聞きしたような気がするんですが、沓掛中学校は現在校内放送が、じゃ、できていないということなんでしょうか。どういう工事内容になりますでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

樋口課長。

○学校教育課長（樋口 進君） 沓掛中学校のほうにつきましては、体育館の放送設備のほうの聞きとりがしづらいということございまして、そのために電源ユニットでありますとかミキサ、チューナー等の取りかえを行うものでございます。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 今の各中学校の営繕工事費の関係ですが、栄中の屋根防水とか、沓中のプールの屋根とかがこの中に入っておるわけですけれども、平成28年につくった長寿命化計画で予防管理型に変えるというふうに書いてあるんですが、この工事内容とか、それから現地もちょっと私、沓中のプールなどは見てきましたけれども、予防管理型というよりは、もう悪くなって従来の事後管理型でやってるのかなと思いますけれども、この予防管理型と事後管理型というのは、それぞれの現場では、今、どういうふうに運用されておるんでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） 今回の補正は一定の緊急性を持って上げさせていただいておりますので、もちろん方針としては事後保全ではなくて予防保全型でいくということには変わりがないというふうに思っております。

終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 27、28ページの図書館の関係のところなんですけども、市役所の出張所機能ができるときに人件費が減りますよというような説明があったと記憶してますけども、市役所の出張所機能があつたときと、今回のこの補正で上げて、現在の図書館の職員数の違いを教えてください。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

濱島図書館長。

○図書館長（濱島早代江君） 出張所が図書館の中にありましたときは人数のほうは8名でした。出張所が南部公民館のほうへ移転したので、そこで1人減になりました。平成29年度はそこで……。平成27年度に職員1名減になりまして6名体制でやっておりましたが、この30年の人事異動で1人再任用、今まで臨時職員、非常勤一般職の職員がおりましたが、そこに再任用職員が配属されまして、新たに正職員が1名増員という形になっておりますが、現時点ではもとの数字に戻ったという状況でございます。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 質問の仕方が悪いのかな、市役所の出張所機能があつたときの最終の人数と今の人数を比較してください。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

濱島図書館長。

○図書館長（濱島早代江君） 出張所機能があったときは8名でございます。現在は7名でございます。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ページ数は5ページの追加の繰越明許費の教育の中学校費のお話で、9月の一般質問をさせていただいたときに、そのときの部長の回答で、プールの中の高温状況をといてお話をしたときに、台風の被害で屋根が被害があったのでその状況を見ながら状況を確認してみますという趣旨の答弁だったと思うんですけど、沓掛のこのプール屋根改修の中でその辺にかかわる改修内容というのはいかがなんでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

樋口課長。

○学校教育課長（樋口 進君） 沓掛中学校のプールの関係だと思います。波板が8枚の取りかえとレールカバーの補修という形で対応したいというふうに思っております。あと、先ほど言いました一部落下の危険性のある部分については撤去するというようなことを考えております。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

濱島図書館長。

○図書館長（濱島早代江君） 済みません、先ほどの清水議員からの質疑でちょっと誤った数字を言ってしまいました。済みません。図書館の8人、出張所がございましたときは8人でしたが、その27年に1人減になりました。7名になりました。そこから出張所のほう移転でまた1人減となり6名となりました。30年のこの4月の人事異動で正職員と再任用職員の2名が増員となりました。7名の体制です。

（8名じゃないの声あり）

○図書館長（濱島早代江君） 8名です。今、7名かな。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁は正しいですか。

○図書館長（濱島早代江君） もとは8人から1人減になり7名、平成29年はまた1人減になり6名、今回の30年の異動で1名、正職員1名と再任用職員の1名で7人。

（発言する者あり）

○図書館長（濱島早代江君） 再任用が……。6人体制で1人……。今、7人。

（発言する者あり）

○図書館長（濱島早代江君） 済みません、ちょっと時間ください。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤副委員長。

○近藤善人委員 26ページの新設校開設事業なんですけども、たしか駐車場の拡張ということで248万4,000円でしたっけ、これの規模と子どもへの影響、工事内容がわかればお願いします。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

樋口課長。

○学校教育課長（樋口 進君） 駐車場の部分ということでございますけれども、まず子どもへの影響につきましてはなるべくならないようにということで、今回基本設計のほうに、設計のほうでございますので、その中で工事についてはその部分で配慮するというような時期を検討しております。

それから、もう一件が規模でございますけれども、これにつきましても現在の職員室と、2つのことが1つになりますので、その部分で必要な職員の駐車場スペースと、それから送り迎え等による部分の増設のほうを今、検討をしておるところでございます。

（発言する者あり）

○学校教育課長（樋口 進君） 済みません。場所は、現在の場所を基本的には変わらないんですけれども、駐車場を、例えば今の場所の花壇の部分がございまして、そちらのほうを少し撤去させていただいて拡張するとかということで、今のところ13台分ぐらいをちょっと増設したいなというふうに考えております。合わせまして25台程度の駐車スペースを確保するというようなことを検討しております。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

濱島図書館長。

○図書館長（濱島早代江君） 何度も済みません。先ほどの図書館の職員の訂正なんですけど、平成28年度の市役所出張所のほうがあった時点では8名でした。現在の30年は人事異動で7名となりました。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 5ページの繰越明許補正のところちょっと教えてください。

2つ目の都市計画費の市街地再開発事業ですけれども、これ、たしか調査委託だったというように記憶しておりますけれども、その業務代行方式になることによって、調査だけ

なら代行でも代行でなくてもやれるかなと思うんですが、何か区画整理のやり方とか何かで従来考えていたことと大きく変わったようなことがあるんでしょうか。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

宇佐見課長。

○市街地整備課長（宇佐見恭裕君） 今回、この事業の委託業務の中で、内訳としまして、区画整理設計業務というのと、それから地区界測量の業務、それから市街化区域編入資料の作成業務、それから都市計画決定の図書作成業務ということで、4つのものが1つの委託に入っております、業務代行者のほうと組合側と、それから、これまでのできておった図面というのが若干意思がずれておるところがありまして、一番のそのベースとなる平面計画のところ、要は業務代行者の考える保留地の場所だとか道路の配置等が見直しということで協議が必要になりましたので、若干時間がおくれるということで年度内の完了が見込めないという判断をさせていただいたところです。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

先ほどの濱島図書館長の答弁に関しては、先ほどの答弁で正しいということによろしいですか。

伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） 若干ちょっとつけ加えて説明を申し上げますと、最終的に現在7名ということなのですが、さっき6足す2が7みたいな話がございましたが、その6のうち1人がもともと再任用だったんです。それが期限が切れてパート職員になったんですね。パート職員になったもんだから5になるんです。けども、市役所のカウントとしては、その人がパートをやめたときに1人再任用で採用しないといけませんので、その人の分の1と、純粹に1名ふやしましたので5足す、7なんですね。けども、現場としては6という、そういう認識なんです。その再任用の方が1人、要は終了してパートになったもんだから、その辺のあたりのちょっと違いだと思っておりますので、5足す2で7になったと、そういったこととございます。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 清水委員、疑義は解明されました、大丈夫ですか。

清水委員。

○清水義昭委員 つまるところ、最初に聞いたのは出張所機能があったときの最後の人数と、今年度この補正で上げた7人の人数に変化があるのかということを知っているのか。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） ですので、そういうことでいきますと1減ということですよ。8人だったのが7人になった。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 清水委員。

○清水義昭委員 先ほどの説明だと、出張所機能がなくなる前に1名減で7になったという説明だったんですけど、そこをちょっと上手に説明していただけますか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

濱島図書館長。

○図書館長（濱島早代江君） 済みません、ちょっと整理させていただきました。

今現在、出張所ができたときは8名で、そこから出張所が南部公民館に移転されたときに1名減になってるんですが、その前に1人減っております、27年に。ですので、27年に1人減って7人、それから28年に出張所が移転して1人減って6人、この30年で正職員1名の増です。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

後藤委員。

（発言する者あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 静粛に。

○後藤 学委員 それでは、議案第89号、豊明市一般会計補正予算書（第6号）に賛成の立場で討論いたしますが、3点ほど申し上げておきたいと思います。

1つは間米の開発の関係ですけれども、以前に一般質問でも申し上げましたように、阿野平地のように、宅地化はされたけれども実際にうちがなかなか建たないというようなことにならないように、今回のこの繰越明許で行う事業の中でどういう打ち合わせがされるかよく詳しくはわかりませんが、そういう点に留意して進めていただきたいと思いますというところが1点。

それから、体育館の指定管理につきましては、非常に利用が伸びて収益もふえているということですよ。それで、建築基準法の改正によるこの点検ですか、これ、かなりお金がかかるわけですけれども、そういったものは新しいことですので、それによる予算増があっても仕方がないかなというふうには思いますけれども、人件費の経常的な伸び、そう

いったものについては収益も伸びているわけですので、これ、その中で精算がされているのかどうなのか、先ほどの説明でちょっとよくわからなくて聞き漏らしてしまいましたけれども、いずれにしても業者ペースにならないように、収益が上がっていることですので、経営力を発揮していただいて、資本的支出以外のものについてはその経営の中でやっていただくように進めていただきたいということを申し上げたいと思います。

それから、中学校の営繕工事の関係ですけれども、長寿命化計画はあるけれども相変わらず事後保全型でやっておられるということですので、これは教育委員会だけの問題ではなくて市全体の問題だと思いますけれども、特に教育委員会、施設をたくさん持ってみえるので、教育委員会からも企画政策のほうにも働きかけて、市全体で予防保全型に切りかえていくように。これ、切りかえることで、金額は忘れましたが、かなり大きな額が節減できるという計画になっておりますので、確実にやってかないと節減額が出てきませんので、そういった点についてはきちんとしていっていただきたいと。

以上を申し上げて賛成といたします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第89号のうち、本委員会所管部分については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第89号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第91号 平成30年度豊明市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案につきましては、既に本会議で花木下水道課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ページ数が8ページです。

流域関連維持事業の管渠設計委託料の減少で、下水道ストックマネジメントの結果とい

うお話でした。中身について、もう少しお話を教えてください。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁を願います。

花木下水道課長。

○下水道課長（花木喜久治君） こちら、ストックマネジメント計画でございますが、こちらにつきまして、過年度までというのか、今現在もなんですけど、長寿命化計画というもので事業を行っております。その名称が変わったというような形で今後マネジメント計画を作成していくということで、今年度につきましては、施設の状況を把握するとか、リスクの評価及び施設管理の目標設定及び長期的な改築予約のシナリオ設定及び点検、調査等を行っていく事業でありまして、減額の理由といたしましては、あくまでもこれは入札の結果に基づく請負差金ということで御理解いただきたいと思っております。

終わります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 同じ8ページが一番下の段ですが、公共下水道築造事業で、管渠設計等委託料で2,729万2,000円、大変大きい額が減額となっておりますが、この辺の事情について御説明をお願いします。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

花木課長。

○下水道課長（花木喜久治君） こちらにつきましても、これは農排の統合の詳細設計を委託しておるものなんですけど、これも入札の結果、競争性が働いたということでこれだけの減額ができたということでございます。

終わります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第91号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第91号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第92号、平成30年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算（1号）についてを議題といたします。

本案につきましても、既に本会議で花木下水道課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第92号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第92号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第94号 平成30年度豊明市水上太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案につきましても、既に本会議で堅田環境課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第94号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第94号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第96号 豊明市立学校条例の一部改正についてと議案第97号 豊明市立学校条例の一部改正については関連がありますので一括議題といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。議案第96号と議案第97号を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

議案第96号と議案第97号について、理事者の説明を求めます。

樋口学校教育課長。

○学校教育課長（樋口 進君） それでは、議案第96号、関連します97号、豊明市立学校条例の一部改正について御説明申し上げます。

初めに、議案第96号でございます。

この案を提出いたしますのは、双峰小学校と唐竹小学校の統合により双峰小学校と唐竹小学校を廃止する必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

豊明市立学校条例の一部を豊明市立双峰小学校及び豊明市二村台7丁目3番地と、豊明市立唐竹小学校及び豊明市二村台1丁目27番地を削除することで別表を改めるものといたします。

附則としまして、この条例は平成33年4月1日から施行するものといたします。

続きまして、議案97号の御説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、二村台小学校を新たに設置する必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

豊明市立学校条例の一部を次のとおり改正いたします。別表中、豊明市立館小学校の次に豊明市立二村台小学校を、豊明市栄町南館3番地758の次に豊明市二村台7丁目3番地を加えることで表を改めます。

附則として、この条例は平成33年4月1日から施行するものといたします。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 この新設校は、廃止される2つの小学校と、あとその新設校が対になっているということなんですけれど、現状の小学校、とりわけ唐竹小学校のほうが多分規模が小さい状況だと思うので、そのクラス数などについて教えていただきたいと思います。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

樋口課長。

○学校教育課長（樋口 進君） 全て1学級という形になっております。

以上です。

済みません、追加しますけれども、特別支援学級もさらにございます。それが3クラスございます。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 2校廃止して、新たに1校を新設するという大変大きなことですので、児童はもちろんのこと、地域あるいは教員の納得というものが完全に得られているということが必要だと思いますが、その点については問題はないでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） この件については、私が最初から取り組んでおりましたので私のほうから御説明いたします。

3年ほど前から検討委員会を開きました。ことしになってから新設校の設置ということで準備委員会を開かせていただいています。

3年前にアンケートをとったころは、かなりやっぱり唐竹小学校の中で反対の署名活動等もございました。そういったことの変遷を経て、今年度も新設校の準備ということでさまざまPTAの方だとか、保護者の方だとか、話し合う機会がありましたし、子どもにもどういった学校がいいんだろうとか、どういった名前がいいですかみたいなこともこの準備委員会の中では聞いてきております。随分理解が深まったなというようなふうに当局としては考えております。どうせつくるならこういう学校にしてほしい、例えば街路灯も暗いところにはつけてほしいだとか、トイレの洋式化を図ってほしいだとか、不自由な子がいるので通いやすいように歩道橋を撤去して横断歩道にできないかだとか、本当にさまざまな意見をいただいております。そういったことで随分変化があったなというふうに今、

思っております。

いずれにしても、全部が全部、話を聞くということではできません。行政としてはどこかで話をまとめてというか、決断をして議会のほうへ提案をしないとイケない、そういう時期が今なのかなという、そういった判断によって今回出しているということを申し上げたいと思います。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤副委員長。

○近藤善人委員 本会議質疑の中で交流授業を予定しているということなんですけども、具体的にどのようなことをこの3年間の間に何度というか、回数とかわかればお願いします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

樋口課長。

○学校教育課長（樋口 進君） 今、その部分については、具体的には部会等で検討しておる途中でございますけれども、その1つの案としては、プールによる交流、プール開放というんですか、両校を1つの場所でプールの授業を行うというようなものも1つの提案ということで今、出ております。詳しくはまだ決定はしておりませんので、検討途中ということになります。

以上でございます。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 坂井学校支援室長。

○学校支援室長（坂井朋弘君） 今の樋口課長のことに付け足します。

小学校の野外活動ですが、美浜に行っておりますが、9校を3グループずつにしておりますが、今まで双峰と唐竹、別グループでしたが、来年度以降、一緒のグループにします。それによって今の、来年の5年生、その次の5年生が合併したとき、一緒になったときに、あるいは豊明中学校へ行ったときにより一緒の活動をしたということになるのかなと思っております、そのグループ分けを進めておるところです。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤副委員長。

○近藤善人委員 通学路が変わるわけなんですけども、この危険箇所の把握とかはされているのかということと、あとは教職員の数、市全体で変わるのかということをお願いします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

樋口課長。

○学校教育課長（樋口 進君） 通学路につきましては、今、具体的に現在の通学路を職員のほうが子どもたちと一緒に回っておる途中でございます、最終的な危険箇所についてはそれが終了すればある程度把握できるかなと思っております。

それから、開校後の職員の数ですけれども、今の考え方でいきますと1人増員になるかなというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 先ほどのお話との関連なんです、新設校のほうはどのようなクラス数になる見込みなのかと、あと、少人数学級の取り組みがあると思うんですけれども、その辺の関連をちょっと教えていただければと思います。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

（済みません、1問目の質問、もう一度お願いいたしますの声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 新設校のクラス数がどのような状況になるのかを教えてくださいたいです。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

樋口課長。

○学校教育課長（樋口 進君） まず、クラス数ですけれども、各学年ごとで答えさせていただきます。1年生が3クラス、2年生が3クラス、3年生も3クラス、4年生も3クラスで、5年生が2クラス、6年生が3クラスの予定をしております。これに少人数のほうの関係でふえるのが、今、6年生のほうは2クラスから3クラスになるかという予定をしております。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにありませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 2点まとめてお伺いします。

1つは、外国籍児童が多い学校同士が一緒になってということなんですけれども、その辺の対策は大丈夫かということと、それからもう一点、少人数学級といいますか、学級の定員を少なくするという、全学年にわたってということなんですけれども、これは当面ということだけではなくて、今後無期限で行っていくということなのかどうなのか、その点について

での確認をお願いします。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） 2問目の御質問のほうなんですけども、これはモデル校的にやります。ただし、ある程度の期限、2年とか3年とか見て、効果があると思ってやるわけなんですけど、効果が検証ができれば市内の学校に広めていきたいというふうに考えています。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

樋口課長。

○学校教育課長（樋口 進君） 外国籍のほうの対応でございますけれども、基本方針、11の基本方針の中にも入っておりますので、しっかりと対応していきたいと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

近藤副委員長。

○近藤善人委員 それでは、議案第96、97号 豊明市立学校条例の一部改正について、賛成の討論をします。

学校の統廃合にはメリットもある反面、さまざまな問題点もあります。統合後の環境の変化に対する教員、子どもへの心のケア、通学路の安全確保などを解消し、全ての子どもたちが笑顔で学校生活を送れるよう、学校、教育委員会は開校までの3年間に課題を解消し、最善の状態を開校を迎えられるようお願いしまして賛成の討論とします。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案96、97号について賛成の討論をしますが、意見もお話ししようと思えます。

2つの学校が実質統合される格好となるわけですが、新設校の体制として、少人数学級の編成を踏まえ、また、職員の方が1人増というところは、私たちがふだんお話ししている中身を一部分実施する中身であるというふうに捉えているので、歓迎すべきことかなというふうに思います。

一方で、学校がなくなるということは、その分地域と子どものかかわりが薄れていく可

能性もありますし、教育の自主性や地域の皆さんがかかわりを持って子どもの教育に取り組むという点からも、本来であれば守るべきことかなとは思いますが。

一方で、新設された後の学級数などを聞いても、必ずしも巨大なマンモス校ということではないと思いますので、一定の意味合いを踏まえて賛成としたいと思います。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 簡潔に討論いたしますが、検討委員会、私も何回も傍聴いたしました。受けた印象としては、反対の意見を抑え込んで何とか統合に持っていったというような印象がなくありませんけれども、ここまで進んでまいりましたので賛成をしたいと思います。

今後は、先ほどの少人数学級等のこういった約束をきちんと守っていただくとともに、児童や保護者の不安を解消するような丁寧な取り組みをしていっていただきたいと思えます。

それから、少人数学級などは効果を見てということですが、他校へも広げていかなければ不平等になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういったことが、統合のための一時的な、ちょっと言葉は悪いですが、甘い餌に終わらないようにきちんと取り組んで、恒久化、普遍化をしていただくように求めて賛成といたします。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第96号について採決を行います。

議案第96号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第96号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第97号について採決を行います。

議案第97号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第97号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより陳情の審査に入ります。

陳情と関係のない職員については自席待機としたいが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 御異議がありませんので、陳情と関係のない職員については自席待機とします。

(関係職員以外退席をなす)

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 委員に伺います。間もなく12時を迎えようとしておりますが、このまま陳情の審査に移りたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 異議なしと認めます。

では、陳情第11号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

小串教育部長。

○教育部長(小串真美君) それではお願いいたします。

私どもが行っている私立高校に対する市独自の助成ということでございますが、現在、例えば所得基準、これが生活保護対象だとか非課税である場合には年額5万円の助成を行っております。

この状況は、他の団体と比較しても本市は手厚い状況でございますので、これ以上の助成の拡充については団体間の格差を広げるということにもなりますし、公平性の観点から判断しても現在の本市の助成制度については適正だというふうに考えております。

終わります。

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 陳情でありますので直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対してわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤副委員長。

○近藤善人委員 先ほど豊明市は最大5万円の補助ということなんですけども、近隣でどこか同じような補助をしている自治体があればお願いします。

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 答弁を願います。

小串部長。

○教育部長(小串真美君) 私どもと同額の補助をしているのが日進市がございます。

以上です。

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

近藤副委員長。

○近藤善人委員 陳情11号に対し、採択の立場で討論します。

2017年の高校進学率は98.8%、就職率0.4%でほとんどの中学生が高校へ進学する時代となりました。そんな中、3人に1人が私学へ通っているということです。その中にはみずから進んで私学に通う生徒もいますが、公立に行きたくても行けない生徒もいます。親の年収と偏差値は比例すると言われており、収入の低い家庭の子どもで勉強が苦手な子は私立を選択せざるを得ません。

この陳情書を見ると、さまざまな自治体で授業料の無償化が進んでいるようです。本市においては、近隣自治体が年額1万円から2万円の助成のところ、最大で5万円の授業料の助成をしている点については大いに評価しますが、それでも公私間格差は大きく、保護者の家計への負担となっています。

全ての子どもが親の所得にかかわらずひとしく教育を受ける権利を保障するために公私間格差をなくし、教育の公平を図るため市独自の助成の拡充は必要と考え、この陳情は採択といたします。

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 陳情11号に対して、趣旨採択の立場で討論に参加します。

ここに書かれています陳情事項と陳情の趣旨はよくわかりますし、そのとおりだと思います。私も3人の娘のうち2人が私立の高校に通っていましたので授業料の大変さはよくわかっています。

しかし、先ほど部長の説明にあったように、豊明市は私学助成に対して大変手厚い施策をとっています。低所得の家庭には年間5万円の助成をしていて、日進市はしているということですけど、その他の自治体はもっと低い額の助成になっています。陳情者もそのあたりは十分にそのことを理解された上でこの陳情書を提出されていると思います。豊明市にこれ以上のことを求めても難しいと思いますので、この陳情11号は趣旨採択とさせていただきます。

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 採択の立場でお話しします。

まず、文章の中で示されている趣旨に全面的に賛同なのと、あとはデータ上で補足したいのが、これまでの国の調査などを見ると、愛知県の高校進学率、これは私学に限った話ではないかもしれませんが、97.61%で全国で45番目ということで大変低い水準になっている。こういう現実なども踏まえると、ぜひこの陳情を採択すべきかと考えます。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 私の言いたいことは先ほど同会派の近藤委員のほうからほとんど言っていただきましたので簡潔に申し上げたいと思いますが、高校生活1年間にかかる経費、これは通学費や教材費、施設整備費などを含めた総額で、公立がおおよそ50万、私立はその倍の100万というふうに言われております。つまり、私立のほうが年間50万円も負担が多いということです。それに加えて、一般的にですが、私立高校の生徒の家庭と公立校の生徒の家庭を比べると、経済力でも格差があるというふうに言われております。つまり、生活の苦しい家庭が私学へ行くことが一般的には多いというふうに言われております。

豊明はこうした事情を考慮して私学助成に力を入れておりまして、県内でもトップクラスではありますが、その額は負担の公私格差の大きさの前には非常に微々たるものにすぎないというふうに言えると思います。できる限り私立高校生の家庭への支援を拡充して、経済的な負担を緩和して、今や義務教育化した高校教育を受ける権利に格差が生じないような支援をしていただくように求めて賛成討論といたします。

失礼いたしました。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第11号を採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 可否同数でございます。

よって、豊明市議会委員会条例第16条により、委員長において本件に対する可否を採決いたします。

本案件について、委員長は趣旨採択と採決いたします。

じゃ、続いて……。

（発言する者あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 違うの。諮ったか。やっぱり諮らなあかん。

（賛成、反対なのでの声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） そうか。失礼いたしました。戻ります。

では、続いて、趣旨採択とされる方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 可否同数でございます。よって、豊明市議会委員会条例第16条により、委員長において本件に対する可否を採決いたします。

本件については、委員長は趣旨採択と採決いたします。

続きまして、陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

樋口学校教育課長。

○学校教育課長（樋口 進君） 特にございません。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 陳情でありますので直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対してわかる範囲でお答えいただきたいと思えます。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 陳情第12号に対して、賛成の立場で討論に参加します。

平成28年度の文部科学省の学校基本調査を見ますと、愛知県の場合、公立高校に通う生徒数の割合は68.2%、それに対して私立高校に通う生徒数の割合は31.3%、残り0.5%が国立の高校生となっています。つまり、先ほどもありましたように、3人に1人が私立に通っているとこの陳情書に書かれていることは全くそのとおりで、私学の高校も公立と同じ今や公教育の場となっていると思えます。

したがって、私学助成の充実は愛知県の最重点施策であると思えますので、この意見書の提出を求める陳情書に賛成といたします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第12号は採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、陳情第12号は、全

会一致により採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第13号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

樋口学校教育課長。

○学校教育課長（樋口 進君） 特にございませぬ。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 陳情でありますので直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対してわかる範囲でお答えいただきたいと思ひます。

質疑のある方は挙手を願ひます。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願ひます。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 陳情第13号に賛成の立場で討論に参加します。

昨年10月の総選挙で、全ての政党が教育費の無償化、私学の無償化、私立の学校の無償化を公約に掲げていました。政府も昨年12月8日に新しい経済政策パッケージとして、第2章の人づくり革命の3のところで高等教育の無償化、4の私立高等学校の授業料の実質無償化として年収590万円以下の授業料無償化の制度設計を発表しました。私学も公立と同じ公教育と言えと言えます。学費の公私格差是正、教育の公平は、高校に子どもを通わせる全ての保護者の願ひであることは言うまでもありません。ぜひ国の私学助成拡充を図る意見書を提出していただきたいと思ひますので、賛成といたします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませぬか。

近藤副委員長。

○近藤善人委員 前にも述べましたように、3人に1人が私学へ通っている状況です。その中には、みずから進んで私学に通う生徒もいますが、公立へ行きたくても行けない生徒もいます。親の年収と偏差値は比例すると言われており、収入の低い家庭の子どもでも勉強が苦手な子は私立を選択せざるを得ませぬ。

以前から何度も指摘するように、日本の教育にかかるお金の割合はOECD先進国中で最低レベル、日本の教育への公的支出は6年連続で先進国32カ国中最下位、途上国等含めても123位と異常な下位。一方で軍事費は世界8位とトップテン入り。国際比較で見ると日本は、武器には税金を注ぐが教育には使わない異常な国、本当にこの国の将来のことを考えればもっともっと教育にお金をかけなければなりません。よって、国において私学助成の

拡充は喫緊の課題であることからこの陳情は採択といたします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第13号は採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、陳情第13号は全会一致により採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

午後零時9分閉会